

平成19年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成19年9月27日(木曜日)

議事日程第6号

平成19年9月27日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地域情報化調査推進について
- 日程第4 議案第78号
- 日程第5 議案第83号及び同第88号、議案第91号から同第95号まで
- 日程第6 議案第84号から同第87号まで、議案第89号及び同第90号、議案第97号、議案第102号及び同第103号、陳情第1号
- 日程第7 議案第79号から同第82号まで、議案第100号及び同第101号、陳情第4号、発議第7号及び同第8号
- 日程第8 議案第99号
- 日程第9 議案第96号
- 日程第10 諮問第3号
- 日程第11 議案第104号
- 日程第12 発議第9号
- 日程第13 閉会中の継続審査及び調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地域情報化調査推進について
- 日程第4 議案第78号
- 日程第5 議案第83号及び同第88号、議案第91号から同第95号まで
- 日程第6 議案第84号から同第87号まで、議案第89号及び同第90号、議案第97号、議案第102号及び同第103号、陳情第1号
- 日程第7 議案第79号から同第82号まで、議案第100号及び同第101号、陳情第4号、発議第7号及び同第8号
- 日程第8 議案第99号
- 日程第9 議案第96号

- 日程第10 諮問第3号
- 日程第11 議案第104号
- 日程第12 発議第9号
- 日程第13 閉会中の継続審査及び調査について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	7番	平野	久樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐	哲夫君
10番	五十嵐	健一郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博子君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	山田	悟君	23番	池亀	宇太郎君
24番	大矢	弘君	25番	松尾	徹郎君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	副市長	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	本間	政一君
市民生活部長	小林	清吾君	建設産業部長	渡辺	和夫君
総務課長	田村	邦夫君	総務企画部次長	織田	義夫君
能生事務所長	小林	忠君	企画財政課長	山崎	利行君
市民課長	金平	美鈴君	青海事務所長	小掠	裕樹君
市民生活部次長	荻野	修君	福祉事務所長	田鹿	茂樹君
健康増進課長			商工観光課長	神	重信君
農林水産課長	早水	隆君	建設産業部次長		
			建設課長		

新幹線推進課長	岡田 正雄 君	ガス水道局長	細井 建治 君
消 防 長	吉岡 隆行 君	教 育 長	小松 敏彦 君
教育委員会教育総務課長	黒坂 系夫 君	教育委員会学校教育課長	月岡 茂久 君
教育委員会教育次長 生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	山岸 洋一 君	教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	山岸 欽也 君
監査委員事務局長	七沢 正明 君		

事務局出席職員

局 長	齊藤 隆嗣 君	副 参 事	猪又 功 君
主 査	松木 靖 君		

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、13番、倉又 稔議員、20番、猪又好郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日 9 時 30 分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、追加議案についてであります。追加議案は議案第 104 号、損害賠償額の決定及び和解についての 1 件であります。本日、委員会付託を省略し、即決でご審議をいただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきましては、文教民生常任委員長から休会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第 7 号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、発議第 8 号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、及び発議第 9 号、糸魚川地域の医療確保に関する決議についての 3 件が、所定の手続を経て提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、7 月 13 日、8 月 27 日、9 月 6 日開催されました議会運営委員会において、

1 つ、議会映像のインターネット配信について、2 つ、議員定数についてを協議いたしており、今後、さらに調査検討を進めてまいりたい考えでございます。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第 2 . 所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

おはようございます。

今会期中の9月21日に文教民生常任委員会を開催し、災害時要援護者避難支援プラン（案）について所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

災害時要援護者とは、ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者、障害者をはじめ乳幼児や外国人なども含まれた、災害時に地域での支援が必要な人であり、糸魚川市地域防災計画中の災害時要援護者の安全を確保する体制づくり等の具体化を図るため、災害時要援護者避難支援プランを策定するものであるとの説明後、プランの位置づけや構成及び安全を確保する体制などのプランの内容説明を受けております。

委員からの質問で、プラン策定までの取り組み及び日程については、自治会や自主防災組織に対し9月末から10月にかけて、理解を得るための説明会を実施した後、要援護者の皆さんの個別プラン作成への同意を得るために広報、周知を行うとの答弁。

また、最終の支援プランの議会への提示については、12月議会までには示すことができるとの答弁がありました。

その他若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会所管事項調査報告を終了いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．地域情報化調査推進について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、地域情報化調査推進についてを議題といたします。

地域情報化調査推進特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

古畑浩一地域情報化調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑委員長。〔21番 古畑浩一君登壇〕

21番（古畑浩一君）

皆さんおはようございます。

それでは、これより地域情報化調査推進特別委員会の中間報告を行います。

本委員会は去る6月11日、第3回市議会定例会初日に発足をいたしました。

付議事件は、次の3点であります。

- (1) 情報化推進の意義と目的を明確にするための調査検討。
- (2) 情報基盤整備に関する調査検討。
- (3) 情報基盤整備計画の早期実現に関する調査検討。

委員数は14名であります。

去る7月10日午前10時より、第1委員会室及び能生事務所CATV放送室にて委員会を開催しておりますので、経過と結果についてご報告申し上げます。

また、7月19日にも長野県飯山市、須坂市への視察を計画しておりましたが、新潟県中越沖地震発生のためやむなく中止としております。

本付託案件につきましては、これまで総務財政常任委員会で合併以来約2年間論議を交わしてきた課題であり、現在行政は地域懇談会でなぜできなかったのか、なぜ遅れたのかということについて説明をしておる状況であります。

委員会のスタートに当たり、これまで行政が進めてきた地域情報化の推進についての現状と課題を理解するとともに、今後の調査方針が論議され、糸魚川市の情報基盤整備の進捗ぐあいということで能生のCATVを視察し、どのような番組をつくり放映しているのか、経営の現状と経費等について調査をしております。

今後の委員会の進め方については、何のため、だれのため、どうやって、どのように、いつ、いつまでに、幾らかかるのかという課題を明確にすることを念頭に置き、国の方針で電子政府化や情報化社会に対応する情報基盤の確立は、地方自治体の責務となっていることを理解し、進めていかなければならない。ITからITCA、e-Japanからユビキタスへと、国の方針と技術革新による目まぐるしく進化する情報化、全国民が享受できるブロードバンド環境の整備、一般テレビの地上デジタル化、携帯電話の急速な普及、防災体制における情報通信の強化、事務事業の効率化など国の定めた期限が迫る中、糸魚川市の情報化は能生エリアが全国に誇る整備を行っている反面、糸魚川エリア、青海エリアが著しく整備が遅れているなど情報格差が深刻な問題となっている。こうした現状を踏まえ、地域情報化の持つ意味とシステム構築に向けて、調査と整備推進を目的とするものであります。

付議事件は、情報化推進の意義と目的を明確にするで、情報化の活用法、能生CATVの活用法、昨年の総務財政常任委員会の論議の中では、既に平成18年事業実施という期限が決まっていて、最終的にシステムをどのような形で導入するかという、NTT対CATVという取り扱いで二者択一の技術論に走っていた感があるが、行政からしばらく時間をもらいたいということなので、本委

員会も何のため、だれのために行うかという入り口論については、しっかりと論議をしていきたい。
最初に、何のため、だれのために行う事業なのかということを確認にして進めていく。

2番目の情報基盤整備に関する調査検討で、どのように、どうやってということであるが、情報基盤整備にもさまざまな種類があり、早急に対処しなければならない行政イントラ、携帯電話不感地域の解消、地上波デジタル不感地域の解消、防災と情報通信の関係、糸魚川に適したシステムの研究調査をしていきたい。

3番目、情報基盤整備計画の早期実現に向けて、いつ、いつまでという、どのようなタイムスケジュールで情報基盤をやろうとしているのか。それに合わせて調査日程や審議日程を組んでいく。財政負担について幾らかかるのかということで、事業費全体について国の補助制度、民間の出資、ランニングコストも含めて、財政負担がどのぐらいなのか調査研究をしていきたいとの委員長案が示された中で、専門的な見地から論議も交わされ、ブロードバンド環境の現状と課題を追加し、この委員会の方針として了承をされました。

次に、現状における課題につきましては、これまで行政が示してきた整備案、NTT、JCVから示された事業案などは既に1年が経過し、技術革新や関連法案の改正なども進んでいることから、新たな計画案の策定が必要との意見が多数を占め、財政的にも負担が大きく、やらないという選択肢はあるのか、やるとしたら整備日程はどうなるのかという質問に対して、合併条件でもあるので、当然やっていくこととなる。政府のIT戦略の方向がかなり変わってきており、平成18年1月10日にIT新戦略を策定し現在政府が取り組んでいる。その中身もまだ具体的に見えない部分がある。行政としても取り組む上で、先が見えた上である程度方向を決定する部分が多少あるわけで、そのことも斟酌しながら取り組んでいかなければならないと考えている。市長とも話しているが、今の時点でいつということについては難しい面がある。

2011年までに事業を完成させるとしたら、タイムスケジュールはいつごろかと考えるかの質問には、単純にいろいろ整備期間等を考えると2010年に合わせれば、2年くらい前には取りかからなければならないと思っている。ただ、今すぐどうか、どちらの方法をとるかということを決めかねている段階であるので、いつの時点までにどうするかとははっきり言えないとの答弁があり、2010年に事業を完成するためには、おおよそ2年間の準備期間として、本年、2007年度で計画を策定をしていかなければ、2008年度初頭の事業はできない。予算編成、関係省庁への補助申請を考えると、本年度、2007年秋くらいまでには大まかな計画を策定していかないと、事業実施に間に合わないということになると思うが、どのように考えるかとの質問には、これまでも総務財政常任委員会で論議してきて財政事情、加入率の問題、いろいろな整備方針を論議した中で2方法が出て、どちらに決めるにしても議員の意見を聞いたり、いろいろな角度を見てみたいということで市長は時間的な余裕をもらったわけであるので、その中で地区懇談会、地区の代表者等の会議の中でこのことを説明して、早い時期にいろいろな意見を取りまとめていくということに努めなければならないと思っている。それによっていつだとは、なかなか今の時点では言える状況ではないと思っている。

もう少しいろいろな国の状況、補助金のこと、景気等のことも詰めて議員に諮っていかなければならないと思っているなど、整備方針とスケジュールをめぐり活発な論議がなされましたが、国の方針や最先端技術の対応など専門的な論議が交わされております。

今後の課題として、いずれも継続協議となっております。

最後に、この特別委員会ができたところからのスタートではなく、合併前からの論議であり、総務財政常任委員会でも2年間やってきた論議である。結論が出ないためこの特別委員会が設置されたわけで、凍結から10カ月経過していることから、この時点が新たな整備案ができていないのはおかしいという各議員の指摘はごもっともだと思われる。

今後行政は、事業経費も大きく、タイムリミットも迫っていることから、計画年次や詳細なタイムスケジュール、整備スケジュール、市民の意向反映等のスケジュールについても早急に明確にすることを要望し、集約としております。

この後、能生事務所へCATVの現地調査等を行っておりますが、いずれも今後の課題として、報告につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、所管事項調査もあわせて行っていただきたいということでございますので、所管事項調査につきましてはご報告もあわせて行わせていただきます。

閉会中の所管事項調査として市外調査を行っておりますので、その経過につきましてご報告を申し上げます。

市外調査につきましては去る8月23日、富山市八尾地域の富山市ケーブルテレビ八尾センターと、富山市の株式会社ケーブルテレビ富山で、それぞれ事業概要、サービス内容、経営状況についてを調査項目として行っております。

まず、富山市ケーブルテレビ八尾センターの所在地、富山市八尾地域であります。旧富山県八尾町で人口約2万2,000人、世帯数6,500世帯で、平成17年4月1日に富山市と合併をしております。

八尾地域は富山県の中央南部に位置し、面積237平方キロメートルで、南北に長いひし形をなしており、面積の80%が山間地で、南端は岐阜県と境を接しております。

富山市中部からは車で20分程度の距離に位置し、従来は農業が主要産業でありましたが、八尾中核工場団地が造成され企業の操業が開始されたことから、ほとんどが兼業農家となっております。

春の曳山祭り、初秋のおわら風の盆を代表とする江戸時代の町民文化を有する伝統と文化を継承する地域でもあります。

まず、八尾センターの事業内容であります。平成7年に農林水産省のCATV事業の採択を受けて、平成9年の農村多元情報システムを構築し、ケーブルテレビ八尾を開局しております。

施設はコミュニティ情報や農業、防災情報などを提供する地域メディアの核と位置づけ、若者の定住促進や営農意欲の向上、さらには都市部と情報格差是正や地域内外への情報受発信体制の構築により、魅力ある地域づくりを目指すものとして、コミュニティ放送をはじめCATV電話サービス、インターネット接続サービス、BS・CSデジタル放送サービス、IP電話サービス、地上デジタル放送など、CATV事業の基本的なサービスはほとんど導入をしております。

サービスの内容といたしましては、加入方法をサービス内容と料金で区別しており、加入者をA加入、B加入及びC加入に区分しております。

A加入は、一般テレビ再送信と自主放送、音声告知放送が受信でき、利用料は無料となっております。B加入は、A加入のサービスのほか、地域内の通話が無料のCATV電話がセットされており料金が月額2,625円、C加入は、A加入サービスのほかにCATV電話とデジタル放送サー

ビスがセットされており、料金が月額4,200円ということでありました。

加入状況は、A加入に2,300件で35.8%、B加入は3,923件で61.1%、C加入は200件で3.1%となっており、全体の加入率が99.1%ということになります。

インターネット接続サービスは速度により料金が設定されており、8メガで月額3,360円、20メガで月額4,515円です。また、IP電話サービスは月額630円でありました。

加入状況は、インターネットが2,689件で42%、IP電話が60件で1%程度ということでありました。

これらのサービスの提供に当たって八尾センターでは、中山間地に位置する八尾地域において、富山市が第1種電気通信業者となり、デジタルデータ電送サービスの提供を行うことにより、

- (1) 住民みずからが各種情報を受発信することが可能。
- (2) 住民と行政との間で情報受発信体制の強化が図れる。
- (3) 観光産業支援活用。
- (4) 過疎化の防止、若者の定住促進に期待。
- (5) マルチメディア社会に対応した地域づくりに活用できるとしております。

運営状況についてであります。平成18年度は安定した運営とサービスに努めたとしておりますが、今後の課題といたしまして、平成17年4月1日の市町村合併により新市エリアに民間2局、行政2局が混在していることから、現在、共通した行政情報は限られていることもあり、運営形態を早急に取りまとめる必要があるとして、民営化の検討で有償譲渡を検討中ということでありました。

現在、職員数12名であります。市の職員は所長と主査の2名であり、あとは株式会社八尾サービスから10名出向しており、今後の民営化に当たっては、2011年までは今までのサービスは継続することを条件にしたいとしておりました。

続いて、株式会社ケーブルテレビ富山についてであります。株式会社ケーブルテレビ富山の所在地であります旧富山市は、人口約32万人、世帯数11万8,000世帯でありましたが、平成17年4月1日に1市4町2村が合併し、新しい富山市が誕生いたしました。合併後の人口は約42万人、世帯数は15万世帯で、面積は1,241.85平方キロメートルであります。

富山市は全国的に薬のまちとして有名であります。近年は環境、バイオ、IT関連産業の育成に努めるとともに、立山連峰をはじめとした観光資源を生かした観光産業の発展にも取り組んでおります。

また、平成26年の北陸新幹線を見据えた富山駅周辺整備や中心市街地の活性化、地域の特性を生かした各種事業など、市民と行政との協働によるまちづくりを目指し、さまざまな施策を展開しております。

まず、株式会社ケーブルテレビ富山の事業概要であります。平成6年、富山県富山市をはじめ地元経済界の出資で設立され、平成8年、富山市内中心部で多チャンネル放送を開始しております。

平成12年、富山国体を機に、富山県内ケーブルテレビ事業者間を連携する全県ネットワークを完成させ、全国屈指のケーブルテレビ先進県を実現させた中心会社でもあります。

サービスの内容は、CATVの基本的なサービスである地域に密着したコンテンツの制作配信サービス、多チャンネル放送、インターネット、IP電話など都市型CATVサービスの全般と、広

域公共サービスの展開のために事業者間ネットワーク、いきいきネット富山を通じ、富山県内、全国にも自主制作番組を配信し、CATV業者間の交流を促進している施設であります。

テレビサービスでは、月額1,050円のサービスから3,570円までの5コース、インターネットは月額2,625円から5,250円までの3コース、IP電話の月額料金はインターネット料金に含まれておりました。

放送の加入者数は5万2,255件で、加入率は38.8%、通信の加入者は4万512件で加入率29.7%であります。

現在の経営状況は、売り上げ、利益ともに順調に伸ばしておりますが、今後は2011年までの放送のデジタル完全移行の政策を機に、放送と通信の融合が進展した場合の競争の激化も予想しており、これらに対応した経営も目指しております。

中でもケーブルテレビを通して、活力ある地域社会を創造するという基本理念に基づき、市民生活の重要な情報のホームゲートウェイの機能を果たすとともに、防火情報の提供など公共サービスにも軸足を置き、両者の要望にこたえたいとしております。

ほかに、あらかじめ13項目にわたり質問項目を提出しておいたこともあり、短時間でありましたが中身の濃い内容での回答がございました。

市外調査後の集約といたしましては、両施設を見て、具体的にはデジタル化と合併の問題で、これに対処するために幾つか現実的な課題があるということを実感した。大局的には、21世紀の課題として、国際化、高齢化、情報化と言われているが、富山県の場合、いち早くこれらに対応し、その効果からでしょうか、住みやすさが全国的にも高いという評価を受けている。

今回の市外調査により、情報化によってコミュニティや情報を大切にしているということがわかり、当市の場合、財政的にも厳しく、どこでも悲観的な話ばかり出てきているが、一步踏み込んでこれらを打開するために、市と議会だけではなく全市的なつながりが必要であるということから、コミュニティや情報化を大切にす前向きな対応が必要になってきているのではないかと考える。

情報化を先送りするのではなく、優先して情報化と取り組む必要が今こそあるのではないかと感じる。現時点での対応として、何のため、だれのため、どうやってという部分にやはり戻ってきて、行政が明確にしないと進まないということを痛感しているなどの意見をはじめ、活発な論議が交わされております。

集約といたしまして、単にブロードバンド環境を2010年までにそろえればいいのか、コミュニティツールとして糸魚川市の情報伝達手段、ライフラインまでの格付けで整備し、地域密着型にしていくのか、その選択によって大きく変わるということでもあります。また、能生エリアでのCATV事業を実施している現状から、1市1システムを要望する委員が複数ございました。

情報基盤整備については、国の情報戦略という考えの中で行政が言明しているとおり、やらないという選択肢はないということを通理理解として確認しております。2010年までに整備を目的とするならば、来年度には事業実施していかなければ間に合わないということから、行政側に方針と整備計画を鮮明にしてもらうよう要求すると同時に、行政トップの判断が重要との観点から、この次の委員会からは市長の出席をお願いし、特別委員会を開きたい意向であることもつけ加えまして集約といたします。

以上で、中間報告並びに市外調査の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第78号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第78号、平成18年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

総務財政常任委員会の審査報告をいたします。

本定例会初日に総務財政常任委員会に分割付託となりました議案第78号、平成18年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての関係部分につきましては、去る9月13日及び14日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

総務課関係では行政改革調査推進特別委員会で、退職者の3分の1補充を目安にしていると言っているが、職員の適正数についてどう考えるかとの質問に対し、ここ数年の退職者による職員数の減を考えると、各課とも事務事業の見直しをしたり行政改革の重点課題、民間委託などを進めていかないと、職場も動いていかなくなるのではないかと考えている。

ことし7月に総務省から、人件費に関する指標を年内には出したいという情報を得てる。これは主に人口、面積などを主体とした総務省のモデル職員数を示すものである。従来、類似団体で比較

してしたが、この指標を努力目標の1つとして、今後の職員定数計画を立てていきたいとの答弁がありました。

10款、教育費関係では、市民は国体でソフトボールを誘致したことはよいと言っているが、野球連盟では美山球場と能生球場でマウンドが削られるのではないかと心配している。また、国体後の取り組みが見えていない。どのように考えているかとの質問には、マウンドを削るか削らないかは、今後、関係機関、県ソフトボール協会との話し合いの中で決まってくると思っている。この国体でソフトボールを誘致するに当たり、審判員、記録員の養成に補助金を出し、審判員等になってもらっていることから、国体終了後はソフトボール協会に加盟しているチームと話し合っていきたいと考えているとの答弁でした。

企画財政課関係では、統合型地理情報システムの今年度負担分が、決算書に記載されている2億3,000万円と思うが総額は幾らか。また、一般開放などもっと有効利用できないかとの問いには、平成17年、18年の2カ年事業であり、経費の面では合併補助金を財源としている。平成17年度は航空写真の撮影、地形図の整備、データの整備等で1億2,600万円、平成18年度はシステムの構築、機器類の整備等で2億3,900万円、トータルで3億6,500万円、市民公開用に糸魚川市独自のシステムを構築し、10月には市民公開をしたいと考えているとのことでした。

消防本部関係では、基幹病院の閉鎖で救急車の中での処置や応急手当など、救急救命士の活躍に期待する。決算の状況から見て、さらに強化できないかと説明を求めたことに対し、現在13人の救急救命士で対応しているが、16人は欲しいと考えている。あわせて資機材も年次計画により、整備していきたいと考えているとのことでした。

能生事務所関係では、CATVの会計を企業会計か特別会計にできないかとの質問には、庁内では特別会計にする協議もしているが、消費税が課税されるなど不利な条件もあることから、もう少し様子を見ることにしている。この事業だけを見るということになれば、特別会計で明確にした方がわかりやすいと思うとの答弁でした。

以上の報告以外にも多くの活発な質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会に審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

おはようございます。

本定例会初日に当建設産業常任委員会に分割付託となりました議案第78号、平成18年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての関係部分については、去る9月18日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

7款、商工費、資格試験受験料補助金において、資格を拡大してほしいとの要望はあるかとの質問に対して、資格試験の拡大要望は建築関係などがあり、新年度予算に向けて検討していきたい。平成18年度中の申請者は、全部該当していたとの答弁がありました。

また、商工業振興事業補助金として2,000万円を商工会議所、商工会に補助しているが、合併についての詳細はどうかとの質問に対し、商工会は県から人件費等で補助金をもらっているが、商工会議所はもらっていない。そういった財源の確保などの問題もあるので、今すぐの合併はなかなか難しいと聞いている。この補助金は、過去からいろいろないきさつによって積み上がってきたものであるため、なかなか難しい話と聞いているが、何とか補助金についてもできる限りのルールを定めて、ある程度規模に応じた金額にしようとし合っている最中で、結果は見えないが、努力はしているとの答弁がありました。

また、3つの観光協会の合併が遅れているが、その経緯、経過はとの質問に対し、各観光協会から選出された合併検討委員会の皆さんからお集まりいただき、10月に合併設立準備会を立ち上げ、ことしの1月ぐらいに合併するという方向で諸準備を進めるための詳細の検討に入ったところ、設立準備会の段階で、当初の検討委員会から上がった部分が正確に伝わっていなかったところもあり、入り口のところで協議が戻るという状況になった。

ただ、4月以降、各観光協会の事務局長クラスで合併に向けて準備をやっているが、なかなかそれぞれの考え方があり、合併に向けての細かい議論に至っていないというのが現在の経過であるとの答弁がありました。

8款、土木費において、新幹線に伴う地域振興策はどこが所管するのかとの質問に対して、ハードについては先が見えたと思うが、ソフトについても関係者、地域の方々と取り組んでいけるような組織を考えていかなければならない問題がある。新しい時代に向けた取り組みにしていきたいとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑が行われ、審査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第78号、平成18年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定のうち、当文教民生常任委員会に付託されました関係部分について、去る9月20日と21日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおりで、起立採決による原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

福祉事務所関係では、社会福祉総務諸費の冬期集落保安要員について県の補助がなくなることに對する市独自の施策についての質問に対し、新たな制度の創設ということについては、実情把握の

調査をこの秋から入ることにしており、実情を踏まえながら検討したいとの答弁。

保育料、幼稚園の使用料の滞納について、滞納人数と主たる理由と取り組みについての問いには、滞納者の人数は過年度を含めて69名、このうちへき地保育所では5人、幼稚園では12人いる。

未納の原因については、低所得層と中間所得層が多いことから、経済的な理由によるものと、規範意識の問題によるものと考えている。

対策としては、保育料のほとんどが口座引き落としになっているが、引き落としができなかった方へ納入通知書を催促し、その期限までに納入しない場合には電話催促を行っている。それでも納入しない者については、市営保育園では園長を通じて個別にお願いしている。また、慢性的な滞納者については、自宅への訪問徴収や滞納者の了解があれば児童手当からの充当を行っているとの答弁がありました。

健康増進課関係では、姫川病院の閉院に伴う病院群輪番制病院の補助金の扱いについての質問では、病院群輪番制病院については、2つ以上の病院が輪番で運営をしなければならないが、この4月から救急について糸魚川総合病院が一手に引き受けているので、病院群輪番制ではなくなった。ただし、それでは施設整備事業などの補助事業に影響があるので、病院群輪番制について現在ある病院の中で、できるかどうか検討を進めているとの答弁でした。

教育委員会関係においては、博物館についての今後の考え方についての質問に対し、博物館の特徴をどのように生かしていくかという検討はしているが、結論はなかなか出ない。2館については内容重複をしないようにし、テーマを設定した中で今年度から多少手をくわえている。今後はどのような方向が望ましいのかを、さらに検討していくことが必要だと考えているとの答弁がありました。

このほかにも質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第78号、平成18年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

合併後の新糸魚川市における実質的な2年目の決算であります。歳入総額は約304億円で、対前年1.5%の減となっております。最終総額は約284億円で、対前年2.4%の減であります。

款で言うと土木費が19.3%、公債費が15.6%、教育費14.9%、民生費が13.5%の順となっております。土木費、民生費が前年と変わらず、公債費が少し減って教育費がふえております。平成17年度決算では、民生費は全国777市中766番で下から12番目、土木費は182番、標準財政規模に対する地方債残高の割合は249.06で、新潟県内では20市中最も高く第1位でありました。

新市建設計画においては施設建設、大型公共事業が目白押しであります。これまでのようなやり方を続けていけば、新しい施設が次々建設される一方、市民負担がふやされ、ますます暮らしにくくなるのは必至であります。

平成18年、単年度の実質公債費比率は18.5%となっております。3カ年平均では17.8%ではありますが、財政健全化計画策定を求められる18%を超える寸前であります。土木偏重を改め、住民の福祉の増進を図るとい自治体本来の姿に立ち返った市政運営が求められていると考えるものであります。

4款、衛生費では、健康づくりセンター整備事業として設計業務委託料1,501万円が計上され繰り越しされましたが、現施設は建設されて32年であります。耐震化も含め補強すればまだ使えると思いますし、広い市域の中で健康づくりの拠点化は効果的な方法とは言いがたいものであります。

う蝕予防事業については論争中のものであり、このようなものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。一生を考えた場合、歯みがきの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことであると考えます。

7款、商工費のスカイパーク事業であります。約1億3,000万円の予算に対し支出済額は5,800万円あります。入り込み客が多かったとのことあります。この間の努力は評価するものでありますが、平成18年6月より指定管理者制度が導入され、管理委託の形になったとはいえ、改革はまだ十分とは言えません。シーサイドバレースキー場との整合性をとりながら全体の繰入限度額を定めて、抜本的に改革を進めるべきであります。

10款、教育費では、中学生海外派遣事業でオーストラリアへの中学3年生40名派遣の補助金等900万円が支出されております。経済的に大変な生徒は最初から対象外となり、431名中40名という限られた枠の中で、果たして義務教育の段階での取り組みとして、ふさわしいのかどうかはなはだ疑問であります。別の取り組みを検討すべきではないか。

能生生涯学習センター整備事業で、委員報酬等17万円支出されておりますが、新市建設計画では16億円の概算事業費が見込まれている事業であります。建設が予定されているところの施設は、児童館、図書館はつくって間もなく壊すのは論外であります。体育館にしても建築後33年であり、法定耐用年数からみてどうなのか。まだ改築せずとも使えると思いますし、必要なら耐震補強などすればよいのではないかと考えます。使えるものは使って、市民の切実な要望にこたえる姿勢が必要であります。

以上、述べまして反対討論といたします。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号、平成18年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第5 . 議案第83号及び同第88号、議案第91号から同第95号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第83号及び同第88号、議案第91号から同第95号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託となりました案件は、議案第83号、同第88号、同第91号から同第95号までの7議案であります。

審査は去る9月13日に終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第88号、平成18年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号、郵政民営化法等の施行に伴う法律関係の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第93号、糸魚川市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第95号、糸魚川市土地開発公社定款の一部改正についての4議案については、若干の質疑応答、及び意見はありましたが、特段報告する事項はなく、異議なく認定及び可決されております。

議案第83号、平成18年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、指定管理者制度や民間委託を含めた検討をどのように進めているかとの質問に、この施設は柵口温泉全体の中で重要な施設であるので、周囲の方々と協議する中で早い時期に指定管理者、民間委託を進めなくてはならないと思っているとの答弁がありました。

議案第91号、糸魚川市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定については、委員より、市長のビラの公費負担が認められるようになった背景は、また、議員の選挙についての公費負担はないのかとの質問に対し、地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布の解禁ということで、町村長もビラの解禁をされているが、公職選挙法では公費負担を政令市やその他の市長まで認めているというものであり、選挙公約を有権者にわかりやすく知らせるといふ世論の反映のあらわれではないかと思っている。今回は地方公共団体の長、市長の選挙という形で公職選挙法が改正されたものであり、議会議員については何とも申し上げることはできないとの答弁でした。

議案第94号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定については、この条例改正は携帯電話の不感地域解消事業推進のためか。また、今まで有料の許可としてどのような申請により行われてきたかとの委員の質問に対し、今回の改正により減免規定を設けるのは、あくまでも公共性が高く、業者主体ではなく、市からの呼びかけに対し手を挙げた業者に対する対応と理解願いたい。過去には街灯設置の依頼があった。そのようなものも含め明確にしていくための条例正でもあるとの答弁でした。

このほかにも活発な質疑応答がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号、平成18年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第88号、平成18年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第91号、糸魚川市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定につ

いてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号、糸魚川市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、糸魚川市土地開発公社定款の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第84号から同第87号まで、議案第89号及び同第90号、
議案第97号、議案第102号及び同第103号、陳情第1号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 6、議案第 84 号から同第 87 号まで、議案第 89 号及び同第 90 号、議案第 97 号、議案第 102 号及び同第 103 号、陳情第 1 号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11 番 保坂良一君登壇〕

11 番（保坂良一君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託となりました議案第 84 号から同第 87 号まで、議案第 89 号及び同第 90 号、議案第 97 号、議案第 102 号及び同第 103 号までの議案 9 件であります。

去る 9 月 18 日、19 日に審査を行い終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決及び認定であります。

なお、継続審査となっております陳情第 1 号、関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情につきましては、起立採決の結果、不採択であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第 85 号、平成 18 年度系魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、みいちゃん通りの水路計画はどうかとの質問に対して、勾配を均一化し、断面をかえることによって水路の能力を約 3 割アップするような形で計画している。水路自体は宅地の方へ乗り入れするような形で、ところどころ橋が架かっている状況だが、今回の工事で橋は撤去し、ボックスカルバートを布設することによって、完全に暗渠化する形になる。その後、みいちゃん通りではその部分を歩道化した中で、道路の改良計画も進めていきたいとの答弁がありました。

議案第 86 号、平成 18 年度系魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、浄化槽の設置数は平成 17 年・82 基で、平成 18 年度・49 基と減っているが、取り組みの状況と地区別内訳はどうかとの質問に対して、系魚川地域では大野地区が 11 基、根知が 7 基、早川 12 基、西海が 7 基、小滝が 5 基で計 42 基である。能生地域では 3 基、青海地域では 4 基で、合計 49 基である。普及の取り組みについては上早川地区で簡易水道を行っているので、地元説明会で浄化槽についてもあわせて説明している。ただ、簡易水道の負担金だけでも大きいものだから、なかなか普及は難しい。ほかの中山間地についても、PR していかなければと考えているとの答弁がありました。

このほかに活発な質疑が行われ、審査を終了しております。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

陳情第1号、関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情に賛成であります。

陳情事項は地方最低賃金額の改定に当たっては、最低限、生活保護基準を下回らないとすること。いま1つは、農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく全国一律の新しい最低賃金制度を創設することにあります。

ワーキングプア、ネットカフェ難民等の言葉に示されますように、ますます格差が拡大しております。健康で文化的な最低限度の生活ができる水準に最低賃金を引き上げるのは国の責任であり、貧困と格差をなくすという最低賃金制本来の役割が、発揮されなければならないときであります。生活保護基準以下の最低賃金など論外であります。

イギリスやフランスは時給1,200円前後で、日本の最低賃金は先進国の中で突出して低くなっております。ILO（国際労働機関）がデータを公表している101カ国のうち、日本のように企業の賃金支払い能力を定める国は15カ国、地域別最低賃金を決めているのは9カ国しかありません。生計費を基準に、全国一律の最低賃金を定めるべきであります。

本陳情の趣旨は当然のことと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号、平成18年度糸魚川市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第85号、平成18年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第86号、平成18年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第87号、平成18年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第89号、平成18年度糸魚川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第90号、平成18年度糸魚川市ガス事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第97号、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについて採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

次に、議案第102号、平成19年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号、平成19年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号、関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する採決は起立により行います。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7、議案第79号から同第82号まで、議案第100号及び同第101号、
陳情第4号、発議第7号及び同第8号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第79号から同第82号まで、議案第100号及び同第101号、陳情第4号、
発議第7号及び同第8号を一括議題といたします。

+

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第7号及び同第8号の説明を求めます。

斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

本定例会初日に、文教民生常任委員会に付託されました案件は、議案第79号から同第82号と、議案第100号及び同第101号、そして陳情第4号の7件であります。

去る9月20日及び21日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決及び認定、陳情第4号につきましては採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第79号、平成18年度系魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号、平成18年度系魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号、平成18年度系魚川市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号、平成18年度系魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、異議なく認定。

議案第100号、平成19年度系魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第101号、平成19年度系魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、異議なく原案可決。

陳情第4号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情につきましては、異議なく採択いたしております。

これにより本陳情は、意見書提出を願意としていることから、発議第7号及び同第8号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第7号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

憲法および教育基本法は「教育の機会均等」をうたい、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけています。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わざるを得ません。

以上により、政府ならびに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額に一層努力されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

次に、発議第8号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

憲法および教育基本法は「教育の機会均等」をうたい、学校教育法は私立学校を公教育として明確に位置づけています。にもかかわらず、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わざるを得ません。

よって、新潟県におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、私立高校への公費（私学助成）増額に一層努力されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上で、文教民生常任委員会報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第7号及び同第8号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第79号、平成18年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第80号、平成18年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第81号、平成18年度糸魚川市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第82号、平成18年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第100号、平成19年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、平成19年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により、発議第7号及び同第8号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第7号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第8号、公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費

(私学助成)増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第4号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第8・議案第99号

議長(五十嵐健一郎君)

日程第8、議案第99号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番(倉又 稔君)

議案第99号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算(第3号)のうち、当総務財政常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る9月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

2款、地域プロジェクトモデル事業では、施設等ハード事業の完成後の管理などはどうなっているのかとの問いに、ソフトの検討段階から完成後の経営についても計画してもらっている。施設整備をしても建物には当然固定資産税はかかるものであり、地域の特産物を利用して人件費を支払いながら利潤を上げ、地元が自主自立で運営していくことが基本であるとの答弁でした。

また、この事業が根知地区、下早川地区で完結するのかとの問いには、県から第3の地域をどうするか相談を受けている。地元がやる気にならなければ第3の地域が出てこないの、手を挙げてもらえるよう調整していきたいとのことでした。

歳入の審査において委員より、当委員会が3常任委員会の最初に審査をしているが、その後、他の常任委員会で歳出の審査が行われる前に、歳入全般の審査をする行為は手続的に問題はないかとの質問に対し、歳入はあくまでもその財源対応であるので、委員会の認めた予算としての効力は問題ないと考えたとの答弁でした。

以上の報告以外にも活発な質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔 11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に分割付託となりました議案第99号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）の関係部分について9月18日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

商工観光課関係では、ふるさと就職資金預託金1,000万円増に対する件数はどうかとの質問に対して、当初50件をみていたが、15件増の65件見込んでいるとの答弁がありました。

農林水産課関係では、森林整備地域活動支援事業について、1ヘクタール当たり1万円の交付金が5,000円と半額になった原因と、市で上乗せの考えはどうかとの質問に対して、1期である程度森林整備されたということである。新たな地域で始める場合については、単価は1万円である。市の単独上乗せについて検討が必要だと思うが、非常に困難であるとの答弁がありました。

経営農地環境整備事業で、湯川内地内で計22ヘクタールの基盤整備をするとのことだが、これから金をかけて、農地として長期的に投資の効果を見込めるのかとの質問に対して、完成後の支払いの問題もあるが、この事業は最も負担金が少ない制度であり、今のままの状態で担い手の皆さんが本当にやっていけるかという問題もある。なかなか天秤にかけたときに難しいところもあるが、地元の皆さんからの要望があり、事業を進めるものである。総事業費2億9,100万円で19、20年度が調査、21年からの事業で、終了が25年ということで計画してるとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑が行われ、審査を終了しております。

以上、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔 16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第99号、平成19年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）につきまして、当文教民生常任委員会に分割付託となりました関係部分については、去る9月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

なお結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過について報告いたします。

審査につきましては、活発なる多くの質疑がなされましたが、その中でも3点の事項について集中審査がなされましたので、要約して報告いたします。

1点目は、4款、衛生費の1項、5目、医療対策費であります。

担当課より、地域医療体制整備について資料により、1、糸魚川総合病院外来患者の状況や医院循環バス運行状況及び富山大学への訪問などの現状及び経過。2、糸魚川総合病院が行う循環器医療施設や設備整備の経費内訳及び概要などの循環器医療対策。3、今後の対応についての説明を受けております。

委員よりの質問で、糸魚川総合病院の循環器施設設備内訳の総額7億5,000万円の中には、訪問介護支援センター移転の費用も含まれているのかとの質問には、循環器施設整備の中で一体的に行われることから、この金額に含まれる。

管理は糸魚川総合病院が責任を持つことから、管理運営に関する覚書は交わされるのかとの質問には、覚書ということではなく、市の補助金の適正管理ということでやっていく。

合併特例債の充当についての質問では、県との協議で、かなりの確率で合併特例債を充当することにより返事をもらっていることから財源として計上した。

循環器施設設備の整備の発注について、地元の企業への配慮はとの質問に、医療工事は専門的であり、工期も短いという難しさはあるが、地元で行われることから配慮をお願いしているとの答弁。

循環器の整備について、新品購入調達するだけでなく姫川病院の医療機器を流用して、経費を抑えることができないのかとの質問には、姫川病院で機能するものがあれば利用する。そういうことも一部見込んで積算はされているとの答弁がありました。

2点目は、4款、1項、1目、保健衛生総務費、(仮称)健康づくりセンターの着工を見合わせることに伴う4億6,928万7,000円の減額についてであります。

委員より、現センター老朽化が進行しており、早期建てかえについての考え方では、現在の地域医療が確定のめどが立った段階で取り組みたいとの答弁。

建設のめどがわからない中で、合併特例債としての財源は期限を含めて大丈夫なのかとの質問に、建設時期を含めて合併特例債については期限があり、そのこともあわせて検討を行っていくとの答弁。

(仮称)健康づくりセンター建設見合わせによる健康づくり全体の計画見直しについての質問には、従来の健康体教室、水中運動教室、地区運動教室を実施し、やがては健康づくりセンターを拠点として展開するという計画であったが、地区運動教室については、健康づくりセンターという拠点がなくても、地区の施設で展開していく考えがあり、また、推進員、サポーターについても既存の施設で補って、ソフトを展開していく考えである。基本的なソフト展開は、現状でやっていくとの答弁がありました。

続きまして、3点目は10款、教育費の5項、7目、博物館費におけるミニSL「くろひめ号」展示台屋根設置の補正であります。

委員より、「くろひめ号」のデザインを引き立てる屋根の検討状況についての質問には、詳細についてはこれからであるが、屋根はアール式にして自然落雪を考えている。議会への詳細な図面の提示については、早い段階で実施するとの答弁がなされております。

なお、要望として、1、屋根だけではなく、フォッサマグナに来た人にわかる看板で、子供目線

に合わせたものの設置。2、照明も含めてきちとした図面の提示の2点があり、意見として、「くろひめ号」の基本的な利用価値について、真剣に考えていかなければならない。

展示場所についても、新幹線駅などいろいろ考えられる。総合的に考えていくような作業も必要である。そういうものを考える会をつくることも必要であり、庁内だけの考えでなく、いろいろなところと打ち合わせをしていくべきとの発言がなされております。

教育長より、今回の屋根の設置については、将来的なことを考えて、本格的な建物を設置してしまうと、今度は将来の利用について二重投資の可能性があり、今回は最低限の屋根を設置していきたい。今後、庁内関係部署を含めて、最終的に「くろひめ号」をどのように市として利用していくのかということを検討していくとの考えが示されております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

訂正をお願いいたしたいと思っております。

循環器施設設備内訳の総額7億5,000万円の中に、「訪問介護支援センター」の移転の費用も含まれるという発言を申し上げましたが、「訪問看護支援センター」移転の言い間違いであります。訂正をお願い申し上げます、よろしく申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号、平成19年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．議案第96号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第96号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第96号は、財産の取得についてでありまして、防災行政無線の屋外子局の難聴対策のため戸別受信機1,500台を取得したいものであります。

取得予定価格は4,173万7,500円、契約の相手方は三信電気株式会社、ソリューション営業本部であります。

なお、詳細につきましては、この後、所管の部・課長からの説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

ご説明申し上げます。

議案第96号は、財産の取得についてであります。

取得の品目は、防災行政無線難聴対策としての戸別受信機1,500台であり、概要は、配付しました資料のとおりであります。

取得予定価格と契約の相手方は、議案書のとおりであります。

契約の方法は、簡易公募型指名競争入札をし、公募条件は、市内で通信機器を取り扱う業者、または県内で防災行政無線戸別受信機の納入実績がある業者としたところ市内1社、市外3社の計4社から応募があり、9月19日に入札を執行したものであります。

なお、納期は平成20年3月21日ですが、申し込みのありました方々には4月に配布をする予定であります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、

これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．諮問第3号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております佐藤英尊さんの任期が、本年12月31日で満了しますことから、再度推薦をさせていただきますたく議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

日程第 11 . 議案第 104号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 11、議案第 104号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 104号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでありまして、市有自動車による交通事故に関して、その損害賠償の額を決定し、相手方と和解するため議会の議決をお願いしたいものであります。

損害賠償にかかります交通事故は、昨年 10月30日夕方、大字市振地内においてシルバー人材センターに運行委託いたしておりました市営市振保育所の園児送迎バスと大型貨物自動車が接触した事故についてでありまして、同乗いたしておりました園児や家族の方々に大変なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては、改めておわび申し上げます。

幸い同乗の園児 3名につきましては、軽易な症状でありましたことから、本年 4月26日付で和解し、先般 5月の市議会臨時会において専決処分の報告を申し上げたところであります。

一方、大型貨物自動車の相手方と交渉、協議を行ってまいりましたが、過失割合に合意が得られず、時間を要しましたことから、去る 9月10日、相手方の保険会社を通じ和解案の提示がありましたので和解に応じ、本事故の終結をみたものであります。

この事故を教訓といたしまして、スクールバスや保育所等の送迎バスを、シルバー人材センターへ運行委託としていたものを見直し、一部、糸魚川バスへ委託がえを行っております。今後も市有車両の交通事故等の再発防止に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

議案第104号についてご説明をいたします。

まず、事故の概要であります。昨年10月30日午後4時10分ごろ、大字市振地内の国道8号におきまして、園児3名と職員1名を乗せた市振保育所通園バスが、後続の大型トラックの接近に気づき、ハザードランプを点滅して国道8号を右折しようとしたところ、その大型トラックが右後方より通園バスを追い越そうとして接触したものであります。

同乗しておりました3名の園児、及びご家族の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。ただいま市長が申し上げましたとおり、それぞれ和解をいただいております。

一方、事故の相手方である大型トラックの所有者との交渉につきましては、通園バスがハザードランプを点滅しながら右折したことに対して、双方の見解に隔たりがあり、過失割合について合意点を見出すことができず、和解交渉は難航しておりました。

その間、市としましては市有物件災害共済会の顧問弁護士とも相談し、共済会を窓口交渉をしましてまいりました。

先般9月10日に相手方から和解案の提示があり、その内容は車両修繕費のみを損害賠償対象経費とし、市の過失を9割、相手方を1割とするものであります。これによる賠償額は、大型トラックの修繕費60万233円に対して、市が54万210円を賠償するというものであります。

市としては提示された和解案について顧問弁護士とも協議、検討し、今後、休業損害等を一切請求しないことを示談の条件として和解に応じることとし、本件の一切の終結をみたいものであります。

なお、園児送迎バス並びにスクールバスの運行委託につきましては、事故後、直ちに庁内関係課で協議、検討し、翌1月4日以降、交通量の多い国道を走行する路線については、シルバー人材センターから糸魚川バスへ委託先を変更しております。

園児の送迎につきましては、今後もより一層の安全確保に努め、ご家族の皆様から安心していただける運行体制を維持してまいります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第104号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12、発議第9号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第12、発議第9号、糸魚川地域の医療確保に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

発議第9号の説明をさせていただきます。

説明につきましては、皆様のお手元の書類を朗読させていただくことでかえさせていただきたいと思っております。

糸魚川地域の医療確保に関する決議について。

当市の地域医療をとりまく現状は、新医師臨床研修制度の影響や診療報酬の改定などにより大変厳しい状況にあるなか、医師不足や診療報酬の減額等による病院経営の悪化から、糸魚川医療生活協同組合姫川病院が本年6月30日に閉院した。

当市の救急医療体制は、これまで365日24時間の救急患者に対する一次及び二次救急医療体制を確保してきたが、姫川病院の閉院によりこの維持が困難になりつつあり、危機的な状況となっている。

姫川病院は、昭和60年11月に地域医療の充実を願う住民の出資等によって設立された、まさに住民による住民のための病院であっただけに、その閉院による波紋は大変大きなものがあり、特に姫川病院が地域医療の中で担ってきた循環器科、脳外科の対応は、地域内の病院においてこれを担うことができず、地域住民に大きな不安をもたらしている。

市においては、特に緊急の対応が必要な循環器科医師の派遣を再三にわたり富山大学医学部に要請した結果、糸魚川総合病院において新たに施設整備を行うことで医師の派遣をいただくこととなった。

またその後、新潟県厚生農業協同組合連合会とも協議し、同連合会が糸魚川総合病院の施設整備を行い、市が当該事業費の3分2に当たる約5億円を負担することで今後の循環器科医療の確保が

図れることとなった。

市は、市民の生命に関わる課題は何を置いても解決すべきであるとの考えから、大変厳しい財政状況の中、予定されていた事業の凍結や見直し等を行い、この経費の捻出に努めている。

よって、本市議会は、地域住民が安心して医療を受けられるよう、政府並びに新潟県におかれては、速やかに健全な地域医療体制が確立できるよう特段の支援措置を講じるよう強く求めるものである。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

委員長にお尋ねいたします。

1点ですが、中段の姫川病院が地域医療の中で担ってきた循環器科、脳外科というふうになっていますが、正しくは「脳外科」ではなくて「脳神経外科」であったと思うので、ご確認いただきたいと思います。

議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

午後0時00分 休憩

午後0時02分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

鈴木議員のご指摘の循環器科、脳外科のくだりの文書であります。脳神経外科というものも含む総体的な形の脳外科ということの文書の作成でございます。そのようにご理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

これは市議会の決議文でありまして、国・県へかかわる文書でありますので、私も6月の閉院当時に調べましたら、脳外科と脳神経外科とは明らかに違うということで、同姫川病院は脳神経外科ということで、ずっと開院以来きたということでありますので、総合的に称して脳外科というふうに文言をするというのも、それはそれでよいかと思いますが、国・県に対しての文書としてはいかがかなと思うので、この場で質問いたしました。

以上です。

議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第9号、糸魚川地域の医療確保に関する決議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13．閉会中の継続審査及び調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第13、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

ただいまの申し出に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成19年第4回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月3日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に当面する主要事項2点につきまして、ご報告させていただきます。

最初に、気象庁高田測候所の無人化についてご報告申し上げます。

高田測候所につきましては、去る9月19日に高田測候所の大谷所長が来庁し、近年の観測技術や通信技術の発達等を踏まえ、業務の効率的運営の観点から、本年10月1日をもって無人化とし、観測業務の自動化を行う旨の説明を受けたところであります。

この件につきましては、昨年5月に高田測候所の存続について、上越市、妙高市と当市の3市の市長と議長の連名で、気象庁並びに県選出国會議員に対し要望していたところであります。

しかし国では平成22年度までに、原則として廃止することとした閣議決定に基づき、本年度は全国で13カ所、県内では高田測候所と相川測候所が対象となったものであります。

今後、高田測候所につきましては無人の気象観測所として、最新鋭の観測機器の導入等により、観測業務を継続し、気象情報の照合等については新潟地方気象台が対応するため、気象サービスには支障をきたさないといたしております。

また、新潟地方気象台においては、気象、地震等を厳重に監視するとともに、注意報、警報等の防災気象情報をより適切に発表していく方針であります。

なお、当市の防災会議員でありますが高田測候所にかわり新たに新潟地方気象台からメンバーに加わっていただくことになっております。

2点目といたしまして、ユネスコ世界ジオパーク登録に向けた活動についてご報告申し上げます。

ユネスコ世界ジオパークは、世界の地質遺産の中からすぐれた集合地域をユネスコが認定するもので、現在、ヨーロッパや中国など約50カ所が登録されております。

日本には、まだ登録された地域はありませんので、登録に向け国土交通省や文部科学省をはじめ関係学会、研究機関が中心となって、ジオパーク委員会準備会を今年度中に開催し、来春、正式に委員会が設立される予定であるという情報を得ております。

また、国内での機運づくりも必要であることから、ユネスコ世界ジオパークへの登録に意欲を見せる必要があり、自治体、関係団体等による連絡協議会を立ち上げため、私と兵庫県の豊岡市長が呼びかけ人となり、設立のための会を10月4日に東京で開催することといたしました。

この会には現在10地区の代表が参加する予定であり、各自治体、団体間の情報交換を行い、日本からのユネスコ世界ジオパーク登録の実現にはずみをつけてまいりたいと考えております。

市内には先般、日本の地質百選となった小滝ヒスイ峡や、糸魚川静岡構造線断層露頭をはじめ、すぐれた地質遺産が数多くあり、従来からも地質資源を活用したまちづくりを進めてまいりました。

ユネスコ世界ジオパークに登録されれば、糸魚川の地名が世界へ紹介されることにより、国内外から多くの観光客が訪れることになることが期待され、地域振興の大きな役割となると考えております。

本市といたしましては、この時期を絶好の機会ととらえ、日本で最初のユネスコ世界ジオパーク登録を目指し、議会、行政、市民の皆様方と協力しながら、登録に必要な環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、当面しております主要事項2点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、平成19年12月市議会定例会の招集日を、12月3日(月曜日)とさせていただきたい予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(五十嵐健一郎君)

これもちまして、平成19年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後0時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+

+

+